

# 兵庫県内の主食用米における生産目安算定・提供方針

平成29年11月24日策定

令和3年12月9日改定

兵庫県農業活性化協議会

## 1 趣旨

兵庫県農業活性化協議会(以下、県協議会)は、平成30年産から始まる米政策見直し後も、生産現場が混乱することなく、県産米の需要に応じた生産が推進されるよう、作付判断の参考となる生産目安を算定・情報提供する。これにより、地域の関係者や生産者の適切な作付判断を後押しし、県産米の需要に応じた生産の実現に資する。

## 2 算定にあたっての考え方

(1) 全国の米の需要動向を踏まえつつ、県産米に対する需要を捉えて算定する。

(2) 生産目安の対象は、主食用米とする。

主食用米のうち、契約栽培等で実需と結びついた生産は、必要な生産量が決まっているため、生産目安の中で区分して示す必要があるが、取組が十分に広がるまで進展状況を見ながら、当面は生産目安の中で一体的に扱う。

一方で、酒造好適米(以下、酒米)は、JAグループを中心に全量が契約栽培で酒造業界の需要と直結した生産が行われていることから、契約数量と別に生産目安を提供する意味がなく、また用途も主食用と異なるため、生産目安から除く。

なお、酒米の需要に応じた生産については、別に主産地を抱える地域農業再生協議会(以下、地域協議会)と協力して、地域の関係者や生産者が混乱なく適切な作付判断ができる環境づくりに努めていく。

(3) 主食用米の各市町の作付実績、各地域協議会の作付意向などを調査し、地域の状況を可能な範囲で勘案して算定する。

(4) 生産目安は、県全体の目安(以下、県域目安)と市町単位で設置する地域協議会ごとの目安(以下、地域別目安)の両方を算定する。

## 3 算定方法

### (1) 県域目安

ア 生産前年度の11月末時点で「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」により示された全国の米の需給見通しに、全国の主食用米収穫量に占める兵庫県の割合の過去7年分のうち最高・最低を除く5年分の平均(7中5)を乗じてベースとなる数値を算定する。

イ アで算定した数値について、全国の作付状況・作況等や県協議会が実施する県産米の需要動向調査の結果(県産米の需給動向)や農地の利用状況、他作物の生産状況等を踏まえた主食用米の生産余地を総合的に判断して調整する。

ウ 総合的な判断には、同じ土地利用型作物であり、従来から需要に応じた生産が進められてきた麦、大豆、非主食用米(酒米、加工用米等)等の生産を後退させることがないよう配慮する。

## (2) 地域別目安

ア (1) のアにより算定したベースの数値を地域協議会ごとの過去の作付実績により分配する。

イ (1) のイにより調整した数値を県産米の需要動向調査の結果(品種別・産地別等の地域別の需給動向) や農地の利用状況、他作物の生産状況等を踏まえた主食用米の生産余地を総合的に判断して調整する。

その際、地域協議会一律での調整は行わず、産地や品種別の需要内容や地域特産物の生産への影響に配慮する。

## 4 提供方法

### (1) 提供時期

生産目安は、生産前年度の12月に算定し、算定後速やかに情報提供する。

### (2) 提供先

県協議会から各地域協議会に情報提供するとともに、県協議会のホームページでも公表する。

## 5 地域での利用の考え方

県協議会から各地域協議会に提供する生産目安は、情報提供という性格上、その利用方法については各地域協議会の判断に委ねるものとするが、利用にあたっては生産目安算定の趣旨に基づき、地域の関係者や生産者の適切な判断材料となるよう、例えば地域別目安をさらに集落ごとや生産者ごとに細分して情報提供する等地域の事情や生産現場の混乱回避に十分配慮するよう、県協議会から地域協議会に要請する。